

資料 1 - 1 議案第 243 号

7 板都都第 455 号

東京都板橋区都市計画審議会

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項に規定する「区市町村の都市計画に関する基本的な方針」を変更するため、東京都板橋区都市づくり推進条例（令和 2 年東京都板橋区条例第 31 号）第 10 条の規定に基づき、下記の事項について付議する。

令和 8 年 3 月 26 日

東京都板橋区長 坂 本 健
（公印省略）

記

板橋区都市づくりビジョン（都市計画の基本的な方針）の策定について

理由 社会情勢の変化等により、都市計画の基本的な方針の将来像等を見直す必要が生じたため変更する。